



流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和2年2月20日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



令和元年度

随時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	監査の結果	2

令和元年度流山市随時監査（学校事務）報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

森 亮 二

第2 監査の種類

随時監査（学校事務）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

第3 監査の対象

流山市立流山小学校

流山市立常盤松中学校

所管 教育委員会

教育総務部 教育総務課

学校教育部 学校教育課・指導課

第4 監査の期間

自 令和元年9月2日

至 令和2年1月27日

実地による本監査実施日

令和元年10月18日

第5 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年8月末日までに執行された行財政に関する事務事業

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取した。

なお、本監査実施日においては、監査委員が同席して関係書類を審査するとともに、関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求め、又は実地に調査した関係書類は、次のとおりである。

- 1 公印使用簿（学校長印・職務代理人印等）
- 2 文書整理簿
- 3 切手・はがき受払簿
- 4 服務整理簿
- 5 出勤簿
- 6 旅行命令簿
- 7 時間外勤務命令簿
- 8 予算差引簿
- 9 備品台帳
- 10 図書台帳
- 11 薬品管理台帳
- 12 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C
 - ・ 契約書（請書）
 - ・ 支出負担行為票 A
 - ・ 完成、完了（納）届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ 支出票 A
 - ・ その他関係書類

第7 監査の結果

1 総合意見

今回対象となった流山小学校・常盤松中学校の事務執行は、おおむね適正に行われていたものの、学校教育課では、契約の事務に一部誤りのある事項があった。また、出勤簿、納品書等の事務処理に、これまでの学校事務監査報告書で改善を求めた内容と重複する不備が見受けられた。

しかしながら薬品の保管状況について、常盤松中学校では、薬品の種類・分類等が明瞭に整備され、保管場所もわかりやすく工夫していたことは評価できる。引続き良好かつ適正な管理が行われるよう期待する。

本監査において、指摘等、改善を求めた事項については、各学校等に共通する事務に関するものであり、教育委員会及び各学校間で共有するとともに、組織として日常的な点検・確認を徹底し、適正な事務執行に取り組まれない。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び注意事項が認められた。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

部課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
流山小学校								0	0	8
常盤松中学校								0	0	6
教育総務課								0	0	0
学校教育課			1					1	0	0
指導課								0	0	1
計	0	0	1	0	0	0	0	1	0	15

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

事故が発生するおそれがある事項

・契約事務について、執行伺書の一部に記載の誤りがあった。事故の発生を未然に防ぐためにも、書類を作成する上でのマニュアルや決裁におけるチェック項目のリストを作成するなど、速やかに事務処理の見直し、改善を行い再発防止を求める。

(学校教育課)

(2) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求めており、全て対応済みである。

注意事項一覧

注 意 事 項	部 課 名 等
出勤簿に校長印の押印漏れがあった。	流山小学校 常盤松中学校
公印使用簿の記載の誤りに訂正印がなかった。	流山小学校 常盤松中学校
納品書の日付に不備があった。	流山小学校 常盤松中学校
文書整理簿の元号に誤りがあった。	流山小学校
出勤簿に訂正印がなかった。	流山小学校
旅行命令簿と出勤簿の整合性が取れていなかった。	流山小学校
旅行命令簿の記載の誤りに訂正印がなかった。	流山小学校
時間外命令簿と出勤簿の整合性が取れていなかった。	流山小学校
文書整理簿の一部が空欄となっていた。	常盤松中学校
備品台帳とシールの名称に相違があるもの等があった。	常盤松中学校
備品台帳に未記入の欄があった。	常盤松中学校
伝票の起票日と納品日の整合性が取れていなかった。	学校教育部指導課